

## 伊那市国土強靱化地域計画の概要・今後の改定方針

---

- 伊那市では、平成29年3月に「第1期伊那市国土強靱化地域計画」を策定したが、平成30年3月に策定された第2期長野県強靱化計画の内容との調和を図るため、平成31年3月に現行の「第2期伊那市国土強靱化地域計画」に改定した。
- 現行地域計画の計画期間が令和5年度末までであるため、令和5年度中に現行計画の見直し作業を行う方針である。その際、施策や数値の形式的な更新のみならず、実効性のある地域計画としての内容充実を図る観点から、令和4年度には改定に向けた予備的な検討を行った。

## 改定に向けた予備的な検討内容（令和4年度）

---

### 1. 現行計画の振り返り

翌年度の地域計画改定に向けて、地域計画担当部局（総務部危機管理課）において、現行計画の状況（課題）について、市や地域での防災・強靱化の取組の観点から整理・分析を実施した。

#### 【整理・分析結果】

- 市では、「公助には限界があること」、そのためには「地域全体（自助・共助）での取組が重要であること」を前提に、住民等による取組や市と住民等が連携する取組を推進してきている。
- 一方で、現行計画は市が行う施策・取組が中心であり、本来住民等が主体となるべき取組は市から住民等への「お願い事項」として僅かに記載しているに留まっている点が課題であり、行政以外の各主体も関与して、地域の強靱化に取り組んでいく姿勢を明確に示していく必要がある。

### 2. 対応方針案の検討

危機管理課では、地域計画改定に先立ち、国土強靱化地域計画策定・改定ガイドライン（令和4年7月）も参考に、上記の現行計画の課題を解決するための方策を整理し、改定に向けた予備的な検討に必要な対応方針案とした。

#### 【対応方針案】

- ガイドラインにおいても、住民等と連携して強靱化を効果的に進めるために、各施策について「いつまでに」「誰が」「どこで」「何を」するのかを具体的に位置付ける重要性が指摘されており、従来の住民に対する「お願い事項」ではなく、地域計画において住民が地域の強靱化のために不可欠な主体であると明確に位置付ける。
- その上で、住民が主体的に行う施策や、施策に関連する市担当課や市内関係者といった全主体を地域計画に明記し、より実効性のある計画・取組につなげていくこととする。

### 3. 対応方針案を踏まえた予備的な検討

対応方針案を踏まえ、地域計画の改定に向けて、住民等も主体的に関与する主要な施策について、スケジュールやその進捗が明らかとなるよう時系列にまとめ、見える化するために次期計画期間における工程表を作成し、全関係者で認識共有を図ることとした。

そのためには、各施策の取組主体・関係主体を抽出した上で、それぞれの主体の役割・連携内容の明確化や体制整備・取組に関するスケジュール等を関係主体との調整を通じて整理・検討していく必要がある。このため、令和4年度においては、危機管理課が重点項目ととらえている「福祉関係者との連携による避難行動要支援者対応」について先行してケーススタディを行うべく、福祉関係者等とともに取り組むべき内容の具体的な整理・検討を以下のとおり実施した。

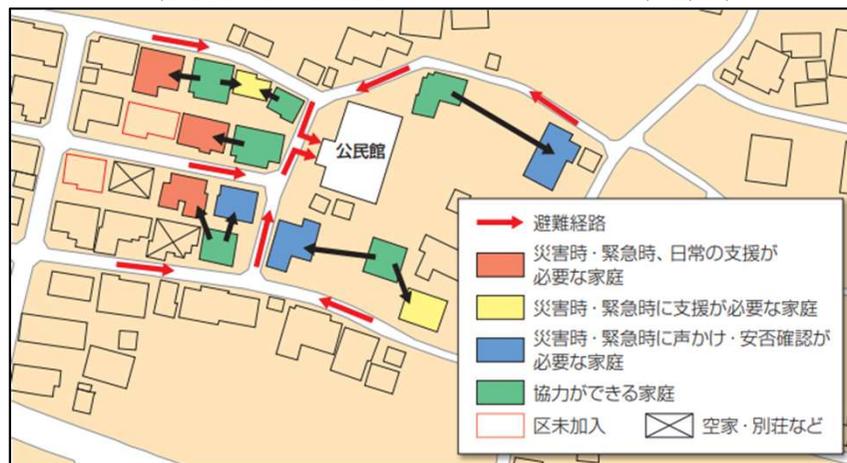
## 福祉関係者との連携による避難行動要支援者対応に向けた具体的な検討内容

### 1. 整理・検討の背景

翌年度の地域計画改定に向けて、地域計画担当部局（総務部危機管理課）において、現行計画の状況（課題）について、市や地域での防災・強靱化の取組の観点から整理・分析を実施した。

- 市では平成18年度から、以下の「災害時住民支え合いマップ」と「保健福祉支援カード」による災害時の要配慮者等の支援の取組みを進めている。
- 「災害時住民支え合いマップ」は、災害時・緊急時に要配慮者等の支援が必要な人に対して「いつ」、「誰が」、「どのように」安否確認や避難行動の支援を行うかを平時から各地域で話し合い、支え合いマップとして見える化、地域住民の間で共有し、迅速な避難行動等につなげるものである。
- 市と社会福祉協議会が連携し、各地域（区又は町内会単位）での作成を進めているが、作成の進捗は各地域により濃淡がある状況である。

(災害時住民支え合いマップ (例))



- 「保健福祉支援カード」は、民生委員の協力のもと作成される、要配慮者等の支援を必要とする人の個人情報を記載した台帳（支援カード）である。
- 本人の同意のもと、記載された情報をあらかじめ消防署・警察・社会福祉協議会・地区及び自主防災組織などと共有することで日頃からの地域・地区単位での要配慮者の支援に役立てる取組であり、課題（後述）はありつつも一定の作成が進んでいた。
- 一方で、令和3年の災害対策基本法の改正により、個別避難計画の作成が行政（市町村）の努力義務化されたため、既存の支え合いマップ、支援カードの取組の中に個別避難計画の考え方をいかに取り入れていくかの検討をしていく必要が生じた。

#### 整理・検討の内容

- 庁内の福祉関係課、社会福祉協議会及び福祉関係者（居宅介護支援事業所、民生委員）において、まずは「個別避難計画の作成」のあり方について、様式や作成主体等を整理した上で、市で推進してきた既存の取組（支え合いマップ、支援カード）との関連を整理した。
- 整理に当たっては、庁内に「福祉防災チーム」を編成し、関係者が同じ認識で福祉防災に取り組む体制とし、関係する社会福祉協議会職員向け、福祉専門職向けの防災研修を定期的実施した。これにより、市として福祉防災に取り組む体制が構築できた。
- 「個別避難計画の作成」については、市で取り組んできた既存の「保健福祉支援カード」と類似する内容であったため、支援カードに「個別避難計画」として必要な支援、支援者情報などの記入欄を追加した上で、「保健福祉支援カード兼個別避難計画」とし引き続き民生委員が継続的に関与する枠組みとすることとした。
- また、「保健福祉支援カード」の記載内容は、本人の同意を得ているものの、プライバシー性の高い個人情報であるがゆえに共有が憚られ、関係者間での情報共有や活用が十分なされていない実態があった。
- このため、これを機に改めて避難行動要支援者へ本取組の説明を丁寧に行い、同意を促すことに加え、「保健福祉カード兼個別避難計画」とすることで民生委員を主たる協力者としながら、本人の同意がある場合には躊躇することなく、適切な手法・範囲で個人情報の取り扱うよう行政内での認識を改め、同意者の情報については行政から定期的に関係者へ提供することとし、情報の有効活用が進む仕組みとした。
- さらに、これまでは民生委員の協力を得て整える「保健福祉支援カード」の取組と地域が主体となる「災害時住民支え合いマップ」の取組とが、必ずしも十分に連携できていたとは言い難いが、今後は、民生委員が地区や自主防災組織、福祉支援者などと積極的な情報交換を行う枠組みを整え、「保健福祉支援カード」の情報が「災害時住民支え合いマップ」に適切に反映されることで、地域全体で避難行動要支援者の避難支援の実効性の向上を図ることとした。

## 取組の成果

---

- 令和5年度に実施する地域計画の改定作業において、各施策の担当課が強靱化に資する施策・事業を打ち出すことができるよう、令和4年度は、地域での取組（自助・共助）のうち1つの施策に焦点を当て、先行的にモデルを作り上げた。
- 地域計画の改定過程において、住民等の庁外関係者との連携が重要となる施策を抽出し、その施策を推進する上で課題となる事項を解決するために、住民や関係者を巻き込んだ認識共有の重要性を確認した。
- 工程表の作成を通じ、行政のみではなく、住民等も一丸となって主体的に関与する施策や関係者が具体的かつ明らかになり、「公助には限界があること」、「地域での取組（自助・共助）が重要であること」といった市の方針を明確にする地域計画改定の方向性を見出した。